

グループホーム紀伊 介護保険給付サービス利用料金

《認知症対応型共同生活介護費・短期利用共同生活介護費》

要介護度		所定単位	費用の目安	利用者負担額 (原則1割)	
認知症対応型 共同生活介護費 (1日につき)	共同生活住居数が 2以上	要支援2	743単位	7,630円	763円
		要介護1	747単位	7,671円	767円
		要介護2	782単位	8,031円	803円
		要介護3	806単位	8,277円	827円
		要介護4	822単位	8,441円	844円
		要介護5	838単位	8,606円	860円
短期利用 認知症対応型 共同生活介護費 (1日につき)	共同生活介護数が 2以上	要支援2	771単位	7,918円	791円
		要介護1	775単位	7,959円	795円
		要介護2	811単位	8,328円	832円
		要介護3	835単位	8,575円	857円
		要介護4	851単位	8,739円	873円
		要介護5	867単位	8,904円	890円

加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

《認知症対応型共同生活介護》

加算の種類	加算及び算定の内容	加算額	
		基本利用料	自己負担額
若年性認知症利用者 受入加算	若年性認知症利用者受入サービスの提供を行う場合に算定する1日当たりの加算料金です。 ただし、認知症行動・心理症状緊急体制加算を算定している場合には、算定いたしません。	1,232円	123円
看取り介護加算 (死亡日以前4日以上30日以下)	看護師の配置と夜間における24時間連携体制の確保等を行い、本人又は家族の同意を得ながら看取り介護を行った場合に算定する1日当たりの加算料金です。 ※ただし、退所した日の翌日から死亡日までの間は、算定しません。	1,478円	147円
看取り介護加算 (死亡日の前日及び前々日)		6,983円	698円
看取り介護加算 (死亡日)		13,145円	1,314円
初期加算	入所後30日間に限り算定する1日当たりの加算料金です。	308円	30円
医療連携体制加算	事業所の職員として、又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により看護師を1名以上確保し、日常的な健康管理や、医療ニーズが必要となった場合に適切な対応が取れる等の体制を整備している場合に算定する加算料金です。	400円	40円

退居時相談援助加算	利用期間が1月を超える利用者が退居する際に、退居後の居宅サービス又は地域密着型サービス、その他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助を行い、居宅介護支援事業者又は地域包括支援センター等に対して情報提供をした場合に算定する加算料金です。	4,108円	410円
認知症専門ケア加算 (Ⅰ)	当該加算の体制・人材要件を満たす場合に算定する1日当たりの加算料金です。	30円	3円
認知症専門ケア加算 (Ⅱ)		41円	4円
サービス提供体制 強化加算Ⅰ(イ)	当該加算の体制・人材要件を満たす場合に算定する1日当たりの加算料金です。 ※加算Ⅰ～Ⅲのいずれか1つを算定します。	184円	18円
サービス提供体制強 化加算Ⅰ(ロ)		123円	12円
サービス提供体制 強化加算Ⅱ		61円	6円
サービス提供体制 強化加算Ⅲ		61円	6円
介護職員 処遇改善加算Ⅰ	当該加算の算定要件を満たす場合の1月当たりの加算料金です。 ※加算Ⅰ～Ⅳのいずれか1つを算定します。 ※当該加算は、区分至急限度額の算定対象からは除かれます。	介護報酬総単 位数×83/1000	左記額の 1割
介護職員 処遇改善加算Ⅱ		介護報酬総単 位数×46/1000	
介護職員 処遇改善加算Ⅲ		加算Ⅱの 90/100	
介護職員 処遇改善加算Ⅳ		加算Ⅱの 80/100	

※地域区分別の単価(6級地10.27円)を含んでいます。

※上記費用は、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第126号)及び「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第128号)(以下「厚生労働大臣が定める基準」と言います。)によるものとし、当該認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスである時は、利用料の内各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受ける。但し、利用者負担額減免を受けられている場合は、減免額に応じた自己負担額となります。

その他の費用について

以下の金額は利用料金の全額が利用者の負担になります。

① 家賃	月額 34,000 円 (但し月の途中で入居の場合は日割り計算とする)
② 敷金	入居時 150,000 円
	利用者の故意・過失・善管注意義務違反、その他通常の使用を超えるような使用による消耗・毀損があった場合には、復旧する際の原状回復費用を差し引いて、退去時に残額を返還します。また、未払い家賃がある場合は、敷金から差し引いて、退去時に残額を返還します。
③ 食費	朝食 340 円/回 昼食 550 円/回 夕食 530 円/回
④ 光熱水費	月額 15,000 円 (1日当たり 500 円)
	共用部分の光熱水費は除きます。 また、外泊などにより、当該事業所に終日いない日に限っては、光熱水費を頂戴しません。
⑤ 美容費	理容代、美容代 実費
⑥ その他	日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるもの。 ・利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なもの。 ・利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なもの。

※月途中における入退居について日割り計算としています。

※利用料等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付します。

※法定代理受領サービスに該当しない指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護等に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護等の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又はその家族に対して交付します。